

世田谷区

民有地を活用した災害時避難路 整備助成のご案内

世田谷区では、木造住宅密集地域で、道路などの整備による行き止まりの解消を進めているところです。行き止まり路は、避難できる方向が一方向しかないため、災害時に建物の倒壊や火災などが起こると道が塞がれ、避難や消防活動などが困難になる恐れがあります。

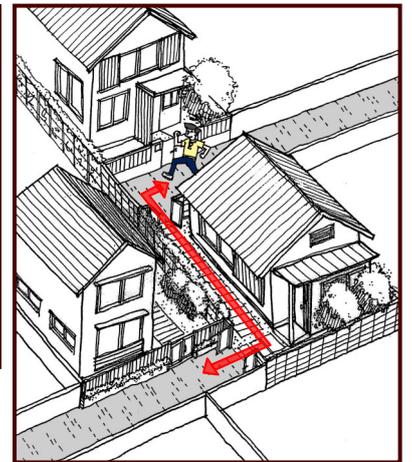
二方向避難の確保と更なる地域の防災性向上のため、区では、民有地を活用して災害時のみ通行可能な避難路を整備する場合でも、費用の一部の助成を行います。

● 助成の対象となる整備工事

行き止まり路を解消し、災害時の避難路が確保できる整備工事

整備例)

- ・ 門扉の設置
- ・ タラップ等の固定はしごの設置
- ・ 蹴破り戸の設置
- ・ 簡易な整地
- ・ 植栽の抜根、伐採 等



イメージ図

● 助成金額

避難路整備に要する経費（上限30万円）

（1,000円未満の端数は切捨て）

● 助成対象区域

下記の地区計画・地区街づくり計画区域で「通り抜けの確保」が必要であると位置づけられている箇所への助成を行います。

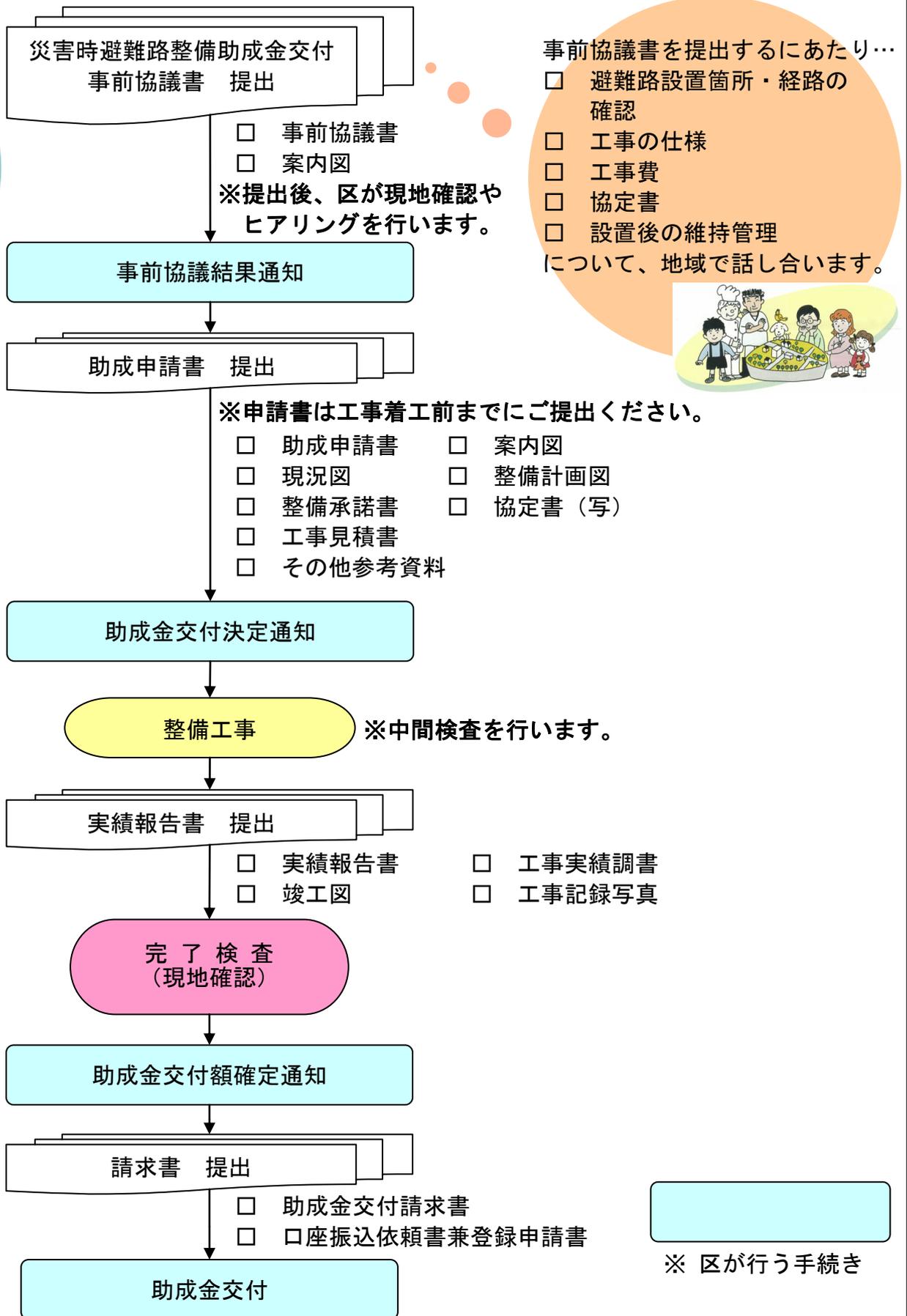
地区名	問い合わせ先
旭小学校周辺地区 三宿一丁目地区 太子堂二・三丁目地区 区役所周辺地区 太子堂四丁目地区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 世田谷総合支所街づくり課 電話 03(5432)2871 FAX 03(5432)3055
北沢五丁目・大原一丁目地区	〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢総合支所街づくり課 電話 03(5478)8031 FAX 03(5478)8019

● 申請者

- ・ 整備を行う箇所の権利者（土地所有者等）
- ・ 町会、自治会 又は 防災区民組織

※上記いずれかの代表者が申請することができます。

【災害時避難路整備助成金交付までの流れ】



事前協議書を提出するにあたり…

- 避難路設置箇所・経路の確認
 - 工事の仕様
 - 工事費
 - 協定書
 - 設置後の維持管理
- について、地域で話し合います。



整備工事をご検討の方は、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】 表面の【助成対象区域】をご覧ください

※地区によりお問い合わせ先が変わります。